

令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務（その1） 受託候補者選定実施要領

制定 令和6年4月22日

（趣旨）

第1条 この実施要領は、令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務（その1）について、景観形成の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

（委託費用の上限）

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、3,730,000円とする。
ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税（10%）を含むものとする。
なお、本業務の履行期間内の実績件数に応じ委託費用は精算するものとする。

（受託希望者の募集）

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第4条第3項に定める申込書（第1号様式）及び要綱第4条第4項に定める提案書（第2号様式）は、令和6年5月7日（火）午後5時まで（必着）に提出しなければならないものとする。
- (2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和6年4月30日（火）午後5時まで（必着）に提出しなければならないものとする。
- (3) 要綱第4条第6項に定める質問及びその回答のホームページでの公開は、令和6年5月1日（水）午前10時までに行うものとする。
- (4) 提案書は、第2号様式に基づき、次に掲げる事項を記載し、提出するものとする。

ア 受託希望金額（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

（ア）一次派遣の提案業務単価

（イ）二次派遣の延べ床面積350平方メートル程度の建造物での提案業務単価

なお、本提案業務単価を延べ床面積250平方メートル超え500平方メートル以下の建造物に適用する。

イ 業務実績

本業務と同種又は類似の業務実績について、業務内容、年度、発注者及び受託金額等を記載すること。同種の業務実績とは、文化財や歴史的建造物等に関する調査・資料作成業務を示す。類似の業務実績とは、景観に関する調査・検討業務を示す。ただし、記載できる実績は、直近5年以内（令和元年度以降に受注し、本公募を開始した日の前日までに完了したものに限る。）のものを3件までとする。その実績が京都市におけるものか否かは問わない。

ウ 実施責任者等

(7) 実施責任者

本業務を実施する場合の実施責任者について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載すること。

(4) 所在地

本店又は支店が京都市内にある場合は、所在地を記載すること。

エ 業務に関する提案

以下について、自社、自団体でできる範囲で提案すること。提案事項の中に図表や写真等を使用することを可とする。

(7) 業務実施の体制

複数の案件を同時に進行しながら市民（所有者等）を支援していく相応の業務体制整備を構築する必要があるため、業務体制の妥当性（業務体制の特徴、担当者数、担当者の実績、責任の所在等）について提案すること。

(4) 的確かつ正確な調査をするための工夫

現地調査や文献調査、資料作成等を実施するにあたり、歴史的建造物等の特徴や成り立ち、歴史、文化等といった固有の情報を的確かつ正確に調査するための工夫について提案すること。

(4) 正確で見やすく分かりやすい資料を作成するための工夫

資料作成にあたり、歴史的建造物等の状況を正確に把握し、伝える必要があるため、正確で、見やすく、分かりやすい図面等の資料を作成するための工夫について提案すること。

- (5) 提案書には、見積書及び別紙のプロポーザル参加資格要件確認書を添えて提出するものとする。また、同種又は類似の業務実績がある場合、その資料を添付することも可とする。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、構成する全ての事業者について別紙のプロポーザル参加資格要件確認書を提出すること。

- (6) 提案書の用紙の大きさ及び枚数は、添付資料を除いてA4版3枚以内とする。

- (7) 提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないこと。

- (8) 提案書の提出先は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課とする。

- (9) 次に掲げる提案書は失格とする。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が掲載されているもの。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第5項に規定する受託候補者選定委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局都市景観部長
- (2) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (3) 都市計画局都市景観部風致保全課長

- (4) 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
- (5) 都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当課長
- (6) 都市計画局都市景観部景観政策課歴史的景観保全担当課長

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第9項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第4号アからエに掲げる事項を評価する。
- (2) 第1号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、決定の日から施行し、令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務（その1）に関して適用する。

(別 表)

				受託希望者				
評価項目				評価基準		配点	評価	評価点
ア 受託希望金額	①	受託希望金額の高低	一次派遣	A：31千円未満 B：31千円以上34千円未満 C：34千円以上37千円未満 D：37千円以上40千円未満 E：40千円以上		10		
			二次派遣	A：700千円未満 B：700千円以上800千円未満 C：800千円以上900千円未満 D：900千円以上1,000千円未満 E：1,000千円以上		15		
イ 業務実績	②	本業務と同種又は類似の業務実績があるか 同種：文化財や歴史的建造物等に関する調査・支援業務 類似：景観に関する調査・検討業務		本業務と同種の業務実績1件につき2ポイント、本業務と類似の業務実績、活動実績1件につき1ポイントを加点する。 A：4ポイント以上 B：3ポイント C：2ポイント D：1ポイント E：0ポイント		10		
ウ 実施責任者等	③	実施責任者の実績	本業務の内容を的確、誠実に実施することができる実施責任者か	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている		3		
	④	本店又は支店の所在地	本店又は支店が京都市内にあるか。	ある：2点 ない：0点		2		
エ 業務に関する提案	⑤	業務実施の体制	複数の案件を同時に進行しながら市民（所有者等）を支援していくにふさわしい体制か	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている		20		
	⑥	調査能力	的確かつ正確な調査をする能力があるか	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている		20		
	⑦	資料作成能力	正確で見やすく分かりやすい図面等の資料を作成する能力があるか	A：極めて優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている		20		
						100		

※1 受託希望金額の評価においては、参加者の提案した見積金額が、以下に掲げる算出方法により算出金額を下回るときは、以下に掲げる算出方法により算出した金額を参加者の見積金額とみなす（以下「みなし見積金額」という。）。

算出方法：本業務の委託費用の上限×2/3

※2 受託金額最低金額は、本件プロポーザル参加者から提案があった見積金額（みなし見積金額を含む。）のうち一番低い金額とする。

<備考>

A～Eの5段階評価を次のとおり換算したうえで、配点と換算値との積を評価点とする。

A=1.0、B=0.8、C=0.6、D=0.4、E=0.2